

# 消防法による命令の公告

防火対象物の所在地 秋田市大町六丁目2番17号

防火対象物の名称 レディース

命令を受けた者の氏名 エム・エス・ティ・ジャパン株式会社

取締役 三 塚 修 二

この防火対象物は、消防法（昭和23年法律第186号）に違反しているの  
で、令和4年9月12日付けで消防法第5条第1項および同法第17条の4第1  
項の規定に基づき、次の事項を命じたものである。

## 命令事項

- 令和4年12月12日までに、当該防火対象物の屋内階段1階から3階部分の撤去されている防火戸および3階階段降り口にある誘導灯上部の開口部を有効な防火区画となるよう改修すること。（消防法第5条第1項）
- 令和4年12月12日までに、3階バルコニー増築部分に自動火災報知設備の感知器を設置すること。（消防法第17条、消防法施行令第21条、消防法施行規則第23条）

令和4年9月12日

秋田消防署長

伊 藤 博 之